様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　10月　2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃめぶきふぃなんしゃるぐるーぷ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社めぶきフィナンシャルグループ  （ふりがな） あきの　てつや  （法人の場合）代表者の氏名 　秋野 哲也  住所　〒103-0022  東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号  法人番号　1060001007582  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  ②ディスクロージャー誌2023（2023年3月期）統合報告書2023  ③ミニ・ディスクロージャー誌2023（2023年3月期） | | 公表日 | ①2022年3月28日  ②2023年7月31日  ③2023年6月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | めぶきFG公式サイト（HP）にて資料掲載  ①【P6】https://www.mebuki-fg.co.jp/company/pdf/policy03\_all\_02.pdf  ②【P13-14,P49】https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/pdf/ir\_library/disclosure/2023\_info\_02.pdf  ③【P10】https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/pdf/ir\_library/mini\_disclosure/2023.pdf | | 記載内容抜粋 | ・長期ビジョン2030を策定し、「地域とともにあゆむ価値創造グループ」を目指す姿としている。  ・（補足）デジタル技術の活用（デジタルサービス）によるお客さまの課題解決・利便性向上と、対面での高度なサービス・安心感を提供することで「地域に無くてはならない存在」となることを目指すものとしているほか、自社においても、デジタル技術の活用を通じた業務革新（バックオフィス業務の効率化）により、新しい価値の創出や経営体質強化といったビジネスモデルの変革に取り組むものとしている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ・取締役会決議に基づき新中期経営計画を策定（2022年4月）。取締役会において承認を受けた内容にもとづき、株主や投資家向けに計画達成・事業進捗状況等の統合的な報告を行うための開示資料として、公式サイト内で①②③を公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  ②組織改編のお知らせ（2022.3.28） | | 公表日 | ①2022年3月28日  ②2022年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | めぶきFG公式サイト（HP）にて資料掲載  ①【P10,P13,P17】https://www.mebuki-fg.co.jp/company/pdf/policy03\_all\_02.pdf  ②https://pdf.irpocket.com/C7167/DZdo/yAcj/vfI6.pdf | | 記載内容抜粋 | ①めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  ・グループの中期経営計画の基本戦略の柱として「地域を支えるビジネスモデルの追求」、「持続可能な経営基盤の構築」「人材の育成・活躍促進」を基本戦略として策定。  ・「地域を支えるビジネスモデルの追求」においては、デジタルチャネルと対面チャネルの連動性を向上による蓄積データの拡充と新たな価値の提供を公表。  ・「持続可能な経営基盤の構築」においては、上記のチャネル連動性向上による蓄積データの拡充に加えて、バックオフィス業務の効率化や非金融データを含む外部データの活用により、お客さまの提供価値向上を公表。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  ・取締役会決議に基づき新中期経営計画を策定（2022年4月）。取締役会において承認を受けた内容にもとづき、株主や投資家向けに計画達成・事業進捗状況等の統合的な報告を行うための開示資料。  ②組織改編のお知らせ（2022.3.28）  ・取締役会より承認権限を委譲されている経営会議の決議内容に基づき、組織改編の報告を行うための開示資料。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①組織改編のお知らせ（2022.3.28）https://pdf.irpocket.com/C7167/DZdo/yAcj/vfI6.pdf  ②めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画【P10,P17,P19】https://www.mebuki-fg.co.jp/company/pdf/policy03\_all\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | ①組織改編のお知らせ（2022.3.28）  ・2022年のグループ内組織改編において、IT・デジタル化に関する取組みを統括する組織として「DX統括グループ」を、子会社には「DX戦略室」を設置し、グループ全体を統制してデジタル技術の活用等を通じたビジネスモデルの変革への取組みを強化するものと公表。  ②めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  ・グループの中期経営計画の基本戦略の柱の１つとして「人材の育成・活躍促進」を基本戦略として策定。  ・基本戦略「人材の育成・活躍促進」において、価値を創造する人材の育成・確保として研修制度・リスキリング機会の拡充（フロント業務へのシフト・デジタル化の進展を踏まえた研修制度の拡充など）を公表。  ・ＤＸ推進体制整備（ＤＸ人材の育成・確保）として、ＤＸ人材を400名、ベース人材（ＩＴパスポート取得者）3,000名育成する点を公表。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画  【P13-14,P17,P18】https://www.mebuki-fg.co.jp/company/pdf/policy03\_all\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | （１）予算について  ・地域を支えるビジネスモデルの追求や業務革新の加速に向け、3年間累計で150億円のIT投資を予定。そのうち、70億円を新規のデジタル化投資とする事を公表。  （２）具体的な方策について  ・法人のお客さま向けサービスとして、法人ポータルの提供開始。個人のお客さま向けサービスとして、バンキングアプリの機能追加やWEB完結ローンの拡充、ロボアド機能の拡充、WEB面談の活用を公表。  ・バックオフィス業務の効率化として、RPA、AI－OCR、AI、 イメージデータ送信、 ローコード開発ツールの活用を公表。IT・DXインフラ強化として、オープン化／クラウド化、業界標準技術の活用などを公表した。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | めぶきFG　長期ビジョン2030　第3次グループ中期経営計画 | | 公表日 | 2022年3月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【P17,P18】https://www.mebuki-fg.co.jp/company/pdf/policy03\_all\_02.pdf | | 記載内容抜粋 | 以下の指標をグループで達成するものとしている。  ・IT投資3年間累計150億円（うちデジタル化新規投資70億円）  ・デジタル化や人材育成への投資に向け、DX推進・業務革新等への取組みによる経費削減30億円の実現  ・コンサルティング、DX、新分野等に人員再配置200人  ・DX人材400名・ベース人材3,000名（ITパスポート取得者）の確保 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年7月31日 | | 発信方法 | ディスクロージャー誌2023（2023年3月期）統合報告書2023  https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/pdf/ir\_library/disclosure/2023\_info\_02.pdf | | 発信内容 | トップメッセージにおいて、以下の情報を発信  （１）戦略の推進状況  ・法人ポータルの導入、バンキングアプリの機能追加、ペーパーレスの取り組み、データ利活用の高度化、事業者向けDXコンサルティングサービスの提供、DX人材育成状況（ITパスポート取得者3,500名）などを公表。  （２）今後の方向性  ・地域、お客さまに必要とされ続けるために、他の金融機関・事業者では代替できない当社グループならではの価値提供や価値創造に取り組むことを公表。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　2024年8月頃 | | 実施内容 | IPAサイトよりダウンロードした「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を実施し、自己診断結果入力サイトにて提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年10月に情報セキュリティ管理規程および情報セキュリティ管理規則を策定。以降、情報セキュリティ管理態勢の適切性や有効性検証をグループで定期的に実施。 | | 実施内容 | ・グループ内のシステムおよびその管理について、有効性、効率性、信頼性、遵守性、および安全性の面から把握・評価することを目的として、システム監査体制を整備。監査対象はグループ内の情報資産および情報システムであり、主にシステムリスクの高い情報システムや統制目的等に対し内部監査を実施する（必要に応じ、外部監査も活用）。またシステムの総合的な監査・評価結果は経営層に定期報告する。  ・具体的な監査実施内容としては、2カ月に1回定期実施する「サイバーセキュリティ管理」が挙げられる。またセキュリティ対策取組の一環としては、「CSIRT（当グループが共同運営に参加する『Chance地銀共同化システム』にて設立）」の活動を実施。平常時はシステム監視ログ分析や各種情報収集を、サイバー攻撃発生時にはトリアージや分析を行うことで、被害拡大の防止と発生原因の根絶・復旧と、評価改善を目的とした一連の運営を行う。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。